平成２３年（フ）第１１３１号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
破産者　小林　良二
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４０号
新潟市中央区本馬越２丁目３番５号
破産者　株式会社アートブレーンセンター
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
長野県諏訪市大字中洲557番地５
破産者　諏訪麗人キリン販売株式会社
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７０５０号
大阪市中央区本町１丁目２番１号
破産者　アイ・エヌ・ティ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17702番地３
破産者　有限会社アートトラベル
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４１８号
福岡市西区小戸５丁目６番１号
破産者　株式会社ナカタニ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９３号
福岡市中央区大名２丁目２番42号
破産者　有限会社アスペクト
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５３号
札幌市東区北44条東２丁目２番12号　コーポ大雪202号
破産者　安藤　　譲
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７号
栃木県宇都宮市兵庫塚１丁目12番18号、開始決定時住所栃木県宇都宮市戸祭町2182番地10
破産者　佐藤　政夫
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３６号
栃木県宇都宮市城南１丁目３番３号
破産者　戸﨑　弥生
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３２号
栃木県宇都宮市吉野２丁目２番９号　川崎サンヴィレッジＢ棟201号室
破産者　佐藤　靖子
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０５号
栃木県小山市城北６丁目37番地24　マンハッタンハイツＡ102号
破産者　中軽米耕平
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６号
埼玉県春日部市粕壁6947番地１八木崎プラザビル201号
破産者　株式会社あすかプロジェクト
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
埼玉県春日部市牛島161番地５
破産者　有限会社下総工務店
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
埼玉県吉川市大字吉川1623番地
破産者　有限会社魚春
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１５３号
東京都調布市多摩川７丁目33番地３
破産者　伊藤　雅一
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６７２号
福岡市博多区博多駅前２丁目19番17号
破産者　株式会社シー・エム・シー
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５２号
秋田市大町６丁目３番22号―902
破産者　有限会社小笠原メンテサービス
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９号
福島県いわき市内郷高坂町大町107番地の２
破産者　昭和貨物運送有限会社
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第９２号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目16番１号
破産者　有限会社寿屋
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２０７０号
横浜市保土ケ谷区坂本町102番地５磯辺ビル201
破産者　マルタカ横浜株式会社
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８号
静岡県島田市船木1882番地の28
破産者　有限会社ヤマノマスダ運輸
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９号
大分県日田市亀山町４番15号
破産者　有限会社フリースタイル
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部